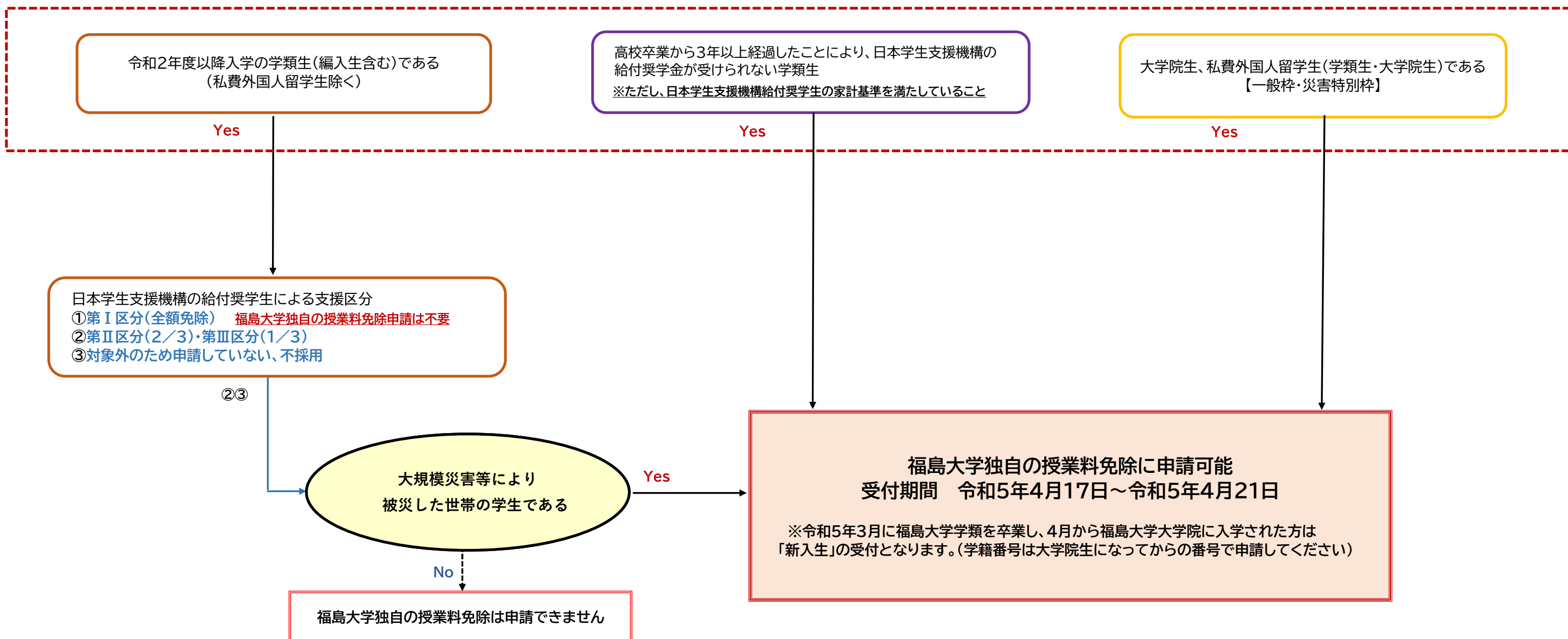


## 【新入生対象】令和5年度前期福島大学独自の授業料免除申請対象者判定フローチャート



\*免除申請をしても、基準を満たしていない場合は、授業料免除を受けられません。

\*申請期間を過ぎての申請はいかなる場合であっても受付ませんので、事情により期間内に提出ができない場合は、必ず事前に学生・留学生課に連絡をしてください。

\*授業料徴収猶予申請も同日に受付しています。